

平成26年9月18日（木曜日）

---

議事日程第4号

平成26年9月18日（木曜日）午前10時開議

---

- 第 1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第 92号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第 94号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第 95号 大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第 96号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第 97号 大仙市仙北民俗資料館設置条例を廃止する条例の制定について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第 98号 平成25年度市立大曲病院事業剰余金の処分について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第100号 平成26年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について  
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第 93号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第 99号 平成25年度大仙市上水道事業剰余金の処分について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 1 議案第 1 0 1 号 平成 2 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）  
（各常任委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 2 議案第 1 0 2 号 平成 2 6 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 3 議案第 1 0 3 号 平成 2 6 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 4 議案第 1 2 3 号 平成 2 5 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について  
（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 5 議案第 1 2 4 号 平成 2 5 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 6 議案第 1 0 4 号 平成 2 5 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 1 7 議案第 1 0 5 号 平成 2 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 1 8 議案第 1 0 6 号 平成 2 5 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 1 9 議案第 1 0 7 号 平成 2 5 年度大仙市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 2 0 議案第 1 0 8 号 平成 2 5 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 2 1 議案第 1 0 9 号 平成 2 5 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 2 2 議案第 1 1 0 号 平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 2 3 議案第 1 1 1 号 平成 2 5 年度大仙市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 2 4 議案第 1 1 2 号 平成 2 5 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 第 2 5 議案第 1 1 3 号 平成 2 5 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）

- 第 26 議案第 114 号 平成 25 年度大仙市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 27 議案第 115 号 平成 25 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 28 議案第 116 号 平成 25 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 29 議案第 117 号 平成 25 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 30 議案第 118 号 平成 25 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 31 議案第 119 号 平成 25 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 32 議案第 120 号 平成 25 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 33 議案第 121 号 平成 25 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 34 議案第 122 号 平成 25 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
- 第 35 陳情第 13 号 消費税増税に関する意見書の提出を求める陳情 (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 36 請願第 3 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願 (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 37 請願第 4 号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願 (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 38 陳情第 12 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情 (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 39 請願第 2 号 協和地域の国道 13 号の早期 4 車線化に関する請願書 (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 40 意見書案第 7 号 集団的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定強行に抗議し、その撤回を求める意見書 (説明・質疑・討論・表決)

第41 意見書案第 8号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書  
(質疑・討論・表決)

第42 意見書案第 9号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書  
(質疑・討論・表決)

第43 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について

---

出席議員 (28人)

1番 富岡喜芳	2番 秩父博樹	3番 細谷洋造
4番 佐藤隆盛	5番 後藤健	6番 佐藤育男
7番 石塚 柏	8番 藤田和久	9番 佐藤文子
10番 小山緑郎	11番 茂木隆	12番 佐藤芳雄
13番 古谷武美	14番 武田隆	15番 金谷道男
16番 高橋幸晴	17番 大野忠夫	18番 小松栄治
19番 渡邊秀俊	20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一
22番 高橋敏英	23番 千葉健	24番 大山利吉
25番 本間輝男	26番 鎌田正	27番 橋本五郎
28番 橋村 誠		

---

欠席議員 (0人)

---

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

---

説明のため出席した者

市 長	栗林次美	副 市 長	久米正雄
副 市 長	老松博行	教 育 長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総 務 部 長	佐藤芳彦
企 画 部 長	小松英昭	市 民 部 長	山谷勝志
健康福祉部長	小野地淳司	農林商工部長	佐々木誠治
建 設 部 長	小松春一	上下水道部長	岩谷友一郎

病院事務長 柴田敬史 教育指導部長 小笠原 晃  
生涯学習部長 滝沢清寿 次長兼総務課長 伊藤義之

---

議会事務局職員出席者

局長 木村喜代美 次長 伊藤雅裕  
副主幹 田口美和子 副主幹 富樫康隆  
主査 佐藤和人

---

午前10時00分開議

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

---

○議長（橋村 誠） 議事に先立ち、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 皆さん、おはようございます。

本会議の冒頭の時間をお借りいたしまして、自立支援医療制度に関する訴訟についてご報告申し上げます。

この件につきましては、ファクシミリにて取り急ぎお知らせしておりましたが、お手元配付の資料のとおり、去る9月12日に相手の方との和解が成立いたしました。

裁判におきましては、裁判所の提案により、一旦調停に移行して話し合いを行ってきたところであります。

市としても制度照会に関しましては、一定の情報提供を行っていたことを説明しておりますが、3年間にわたり市立大曲病院に通院されている患者に対し、制度を直接照会していなかったことの反省を踏まえまして、8万4,332円の和解金を支払うことで和解いたしました。この金額は、通常の自己負担分である医療費の3割と制度適用を受けた場合の1割との差額に相当する額であります。

なお、相手の方は、既に制度の適用を受けられております。

市といたしましては、この度の事案を受け、7月から市立大曲病院において、通院患者に対し改めて制度に関するチラシを配布して周知を図っているほか、制度を所管する

健康福祉部からは、9月初旬に市内の関係医療機関等に対して再度チラシを送付し、周知方などについて御協力をお願いしているところであります。

市立大曲病院では、これから制度の認定申請を行おうとする方、既に制度の適用を受けられている方で同様の事情がある方には、話し合いの上、誠意を持って対応させていただくこととしております。

また、市が所管する他の様々な制度について、特に情報提供に関し、今一度業務の点検を行って工夫を凝らすことを指示しているところであります。

この度は関係各位にご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げまして、報告とさせていただきます。

【栗林市長 降壇】

---

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

○議長（橋村 誠） 日程第1、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、別添お手元に配付のとおり報告いたします。

---

○議長（橋村 誠） 日程第2、議案第92号から日程第8、議案第100号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長10番小山緑郎君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、10番。

【10番 小山緑郎議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小山緑郎） おはようございます。

本会議第3日に当委員会に審議付託となりました事件につきまして、去る9月10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第92号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」であります。当局の内容説明に対し、委員から「県内企業に体育館を貸すにあたって、現在の利用団体はどういった代替施設を求めていくのか。」との質疑があり、

それに対して当局からは「スポーツ少年団については徐々に協和小学校体育館へ活動拠点を移している。また、その他の団体については、サンスポーツランド協和体育館など近隣の体育館を利用し、船岡小学校を使っていた分を賄うようにしている。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第96号「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。関連があり、一括で説明を求め、それに対し委員から「この3つの条例、基準を定めることによって職員に不足は生じないか。また、財源的な手当が必要になってくる部分はあるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「職員数について、各事業所の保育士は新制度になっても配置基準に変更がないため、増員の必要はないものとする。市の職員については、新たに保育の必要性の認定という事務が発生するが、システムの活用により、職員の増員を行わなくても対応できるように準備を進めてまいりたい。また、財源の手当については、これまで補助給付の対象外にあった認可外保育所に対して給付が始まること、さらには私立幼稚園の運営費に対して、現在は国・県が交付している私立学校助成金と市が単独で補助金を交付しているが、新制度では国・県の財源に市の負担分を合わせて給付金を交付することになるため、予算額の増額が見込まれる。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「大仙市仙北民俗資料館設置条例を廃止する条例の制定について」、また、議案第98号「平成25年度市立大曲病院事業剰余金の処分について」及び議案第100号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」であります。当局の内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) 質疑なしと認めます。

【10番 小山緑郎議員 降壇】

○議長(橋村 誠) これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第92号、議案第94号から議案第98号まで及び議案第100号の7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) ご異議なしと認めます。よって本7件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(橋村 誠) 次に、日程第9、議案第93号及び日程第10、議案第99号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長23番千葉健君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) はい、23番。

【23番 千葉健議員 登壇】

○建設水道常任委員長(千葉 健) ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る9月10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、議案第93号「大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「大仙市に永住帰国者はいるのか。また、今回の改正で対象となる特定配偶者はいるのか。」との質疑があり、当局からは「現在、永住帰国者は1名いるが、特定配偶者については該当者はいない。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第99号「平成25年度大仙市上水道事業剰余金の処分について」につき

ましては、当局からの内容説明に対し、委員から「自己資本比率を上げるため、剰余金を資本投入する考えはないか。」との質疑があり、当局からは「今後想定される宇津台浄水場及び玉川浄水場の施設更新に向けて剰余金を積み立てているので、現在のところ資本金については現状維持としている。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【23番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第93号及び議案第99号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋村 誠） 次に、日程第11、議案第101号から日程第15、議案第124号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長15番金谷道男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、15番。

【15番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） おはようございます。

本会議第3日、当委員会に審査付託となりました事件について、去る9月10日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、当局の補正予算の説明に対し、総務部の消防団管理運営費において委員からの「購入予定の消防団活動服の更新費用は、地方交付税の算定基準となっているものなのか。基準になる場合の金額はどのくらいになるのか。」との質疑には、「普通交付税の基準財政需要額の算定において、非常備消防費における消防団被服費として今年度で約1,280万円が算入されているが、来年度になると合併特例期間の終了に伴い、現時点での算定では約850万円と、430万円程度減額される見込みである。」との答弁がありました。

また、「来年度以降の消防団員の報酬と費用弁償の見通しはどうなるのか。」との質疑には、「同じく普通交付税の算定において報酬及び費用弁償については一定の基準値が示されており、基準値にまだ達していない一般団員の報酬については、今後引き上げを検討してまいりたいと考えている。費用弁償の件もあるが、まずは報酬を一定の基準値までに達するよう努めたい。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「消防団員の確保が全国的に問題視されているが、定数確保の問題をどのように考えているのか。」との質疑には「現在、消防団の再編に向けて消防団幹部で議論をしている。積載車を稼働させるには班員を何人にするべきかなどを協議中である。今年度は2回会議を行った。3回目の会議を10月3日に予定しており、再編を進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、災害に強いまちづくり事業について、委員から「大仙市内の町内会数は519あり、その中で自主防災組織は298の組織が作られている。この組織で昨年度中に防災訓練を実施した数と補助金の額は幾らなのか。」との質疑には「大仙市全体で防災訓練を行った団体は31団体あり、資機材購入費、訓練経費、合わせて153万円の補助金を交付している。」との答弁がありました。

さらに委員からは「消防団管理運営費の事業説明書に関連し、消防団員をリーダーとした地域防災力の充実強化に努めるとあるが、自主防災組織の育成とどのように関連づけていくものか。」との質疑には「自主防災組織の役員には救急救命や情報伝達などの活動を充実するため、消防団や消防職員の経験者等の配置をお願いしている。」との答

弁がありました。

空き家・高齢者世帯除排雪事業において、委員から「同除排雪事業は昨年度から実施しているが、個人の財産に援助する内容から、市民の目からはうらやましく捉えていた方もいた。本年度の実施にあたっては、基準を設けているものなのか、また、何件の要請に対応していくのか。」との質疑には「昨年の場合、緊急かつ周辺に影響を及ぼす場合、要請に基づき優先順位を見ながら実施してきた。本年度は現段階において基準は設けていない。」との答弁がありました。

それに対し委員から「実施にあたっては、基準となる要綱等を整備する必要があるのではないか。」との質疑があり、「できるだけ早く基準となるものを作成し、委員会で協議願いたい。」との答弁がありました。

市民部の国民年金費において、委員からは「年金生活者支援給付金受給資格の判定に必要な所得情報等を提供するためにシステムを改修すると説明されたが、これは消費税が10%に値上げすることを前提とした国の措置と考えてよいのか。消費税の増税が決まっていない段階で、この改修は必要なものなのか。」との質疑には「国からは消費税10%への増税を前提とし、今年度中にシステムを改修するよう指示されている。」との答弁がありました。

討論において「本予算には政府が消費税を10%に上げることを前提にシステム改修を行うための国民年金事務費を計上している。消費税については国内総生産の下落、GDPの個人消費の減少、さらには社会保障費などの年金保険料や介護保険料の引き上げ等で個人消費はますます冷え込んでおり、政府は緩やかに経済が好循環になっているとは言っているが、むしろ悪循環に陥っている。こうしたことから、この予算には賛成できない。」とする発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【15番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、企画産業常任委員長 16 番高橋幸晴君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、16 番。

【16 番 高橋幸晴議員 登壇】

○企画産業常任委員長（高橋幸晴） おはようございます。

ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る9月10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第101号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「社会保障・税番号制度システム整備費について、平成27年10月に通知される個人番号、いわゆるマイナンバーは、身分証明として使用することは可能なのか。」との質疑に対し、「平成27年10月に通知される数字が12桁の個人番号を使っての身分証明は、省令で定める書類の提示があれば必要となるが、平成28年1月からは希望者へ申請があれば個人番号カードが交付される。こちらは顔写真つきのもので、身分証明書としても使用できる。」との答弁がありました。

次に、「この制度導入により、職員の負担減少につながるのか。また、情報漏洩対策はどう考えているのか。」との質疑に対し「業務量の軽減等については、国から具体的に明示されていないが、マイナンバー制度の導入に伴い、各種証明書の添付が不要になる関係から、証明書の発行事務において職員の負担軽減につながると思う。加えて、個人番号の利用により、個人が特定されることから、情報の突合に間違いがなくなることが、この制度導入のメリットである。また、情報漏洩対策としては、国では仮に一部情報漏洩があったとしても、誰の情報かわからない仕組みや自分の個人情報誰に使用されたのかを記録を見ることが出来る情報システムの構築が検討されており、さらに個人情報保護対策として罰則を強化するなどの対策を考えている。」との答弁がありました。

次に、「買い物空白域解消対策事業の対象世帯と対象者はどれくらいか。」との質疑に対し「買い物空白地域である南外外小友地区の約600世帯のうち、自動車や移動手段のない高齢者世帯数が117世帯で、対象者は180人である。また、試験的に運行

された7月の利用状況は、延べ406人の利用実績があった。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありました。が、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【16番 高橋幸晴議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、教育福祉常任委員長10番小山緑郎君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、10番。

【10番 小山緑郎議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小山緑郎） ご報告いたします。

議案第101号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「小・中学校施設の天井等落下防止対策経費について、いつまで実施するのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「国から平成27年度までに終わるよという通知があり、市としてはそのように取り組みたい。」との答弁がありました。

また、委員から「高齢者等除雪サービス事業費の担い手について、総合防災課等と連携をし対応するということであるが、実際はどのように行うのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「委託している事業所が対応できない部分を巡回したり除雪、あるいは相談や点検をするため、去年は4名の臨時職員をお願いした。昨年、総合防災課においても同様に空き家の冬期間の巡回等のため臨時職員を雇用しており、この限られた人材を効率的かつ柔軟に対応していくため、今年度は連携し、8名の臨時職員で行っていく。」との答弁がありました。

さらには、委員からは「この事業は高齢者が一番頼りにしていると言ってもよい事業である。この事業も含め、毎年9月になると市全体の除雪に関する補正予算が上がってくる。実績を分析して計画を見直し、より良いサービスの提供のために当初予算でなく、

あえてこの時期の計上になることはわかる。しかし、この地域は雪から絶対永久的に開放されるわけではなく、避けて通ることのできない経費が、なぜ補正なのか。補正という意味を考えると、当初予算があり、そして状況によって不足が生じた場合は補正する、これは除雪費に限ったことではない。県内で除雪経費を補正予算に計上する市がどれだけあるのか考えてもよい時期ではないかと思う。」との意見が出されました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号「平成26年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、同会計に関連して委員から「給食費の無料化について一般質問も出されたが、PTA連合会や保護者からこれまで要望はなかったのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「要望はこれまで上がってきていない。今年4月に給食費の値上げをお願いする際、PTA等の協議をしたが、ご了解をいただいている。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「市内3スキー場のリフトや暖房機等で今回の補正のように20年前後経過しているものはどれくらいあるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「3スキー場とも年数が経過している。20年以上のリストはないが、その件数は多いと思っている。年次計画に基づいて計画的に修理等を実施する予定である。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号「平成25年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」ですが、事業の執行が法令及び条例に基づいて適正に処理されているか、また、予算執行が経済性を確保し、公共の福祉に寄与しているかどうかなどにつき、担当職員に説明を求め、審査いたしました。

当局の内容説明に対し、委員から「医業損益が改善してきているが、今後の見通しについてどのように考えているか。」との質疑があり、それに対して当局からは「平成

25年度は外来患者の伸びが特徴であるが、人口は減少しており、今後増えるとは予測していない。国の医療政策は早期退院を促し、患者さんの地域生活を支援する医療へ移行してきている。在院日数を少なくしつつ、延べ患者数を確保する方向で今後も医療損益が改善されるよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【10番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、建設水道常任委員長23番千葉健君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、23番。

【23番 千葉健議員 登壇】

○建設水道常任委員長（千葉 健） ご報告いたします。

議案第101号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「消雪施設等補助金について、各消雪組合の施設設置にかかわる事業費は、工事見積額のことか。」との質疑があり、当局からは「各消雪組合が施工業者の見積書を添付して申請してくるが、内容をきちんと確認し、審査をした上で補助金を交付している。」との答弁がありました。

さらに委員から「近隣の市町村で消雪施設設置に補助金を交付する制度を設けているところはあるか。」との質疑があり、当局からは「近隣の市町村、秋田市、横手市、湯沢市、仙北市の4つを調査したところ、大仙市と同じように補助金交付要綱を策定しているのは横手市のみである。大仙市の場合、新規事業であれば補助対象事業費の2分の1で限度額は200万円だが、横手市の場合、補助対象事業費の2分の1で限度額130万円である。」との答弁がありました。

また、委員から「道路維持管理費について財源の捻出にはかなり難儀しているようだが、現在の道路状況を考えた場合、少し不足していると思う。予算の持ち方、計上の仕

方をもう少し工夫できないか。」との質疑があり、当局からは「道路維持予算については、来年度に向けての当初予算の確保、もう少し増額に向けて努力してまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から「除雪対策費について、毎年必要となる経費なので当初予算にきちんと計上すべきと考えるが、毎回9月補正予算に計上する最たる理由は何か。」との質疑があり、当局からは「前年度の傾向や反省を踏まえ、次年度にどのような対策が取れるのか検討する期間を要するためであり、ご理解願いたい。」との答弁がありました。

さらに委員から「除雪に柔軟に対応できるように、各支所単位に自由に使える、いわゆる自由枠予算を持たせることはできないか。」との質疑があり、当局からは「突発的なものについては、一報をいただいた上で本庁や支所間での流用で対応している。今後ともそのように対応してまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から「春先になると田や畑に除雪による砂利が余りにも飛散している。今年度より安価で効率のよい直営舗装を実施しているので、未舗装部分の舗装を進めていってほしい。」との要望があり、当局からは「大曲地域と特に中仙地域で未舗装部分が多い。道路本数や延長も非常に多い地域なので、まずはこの地域を優先的に対応してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第124号「平成25年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」につきましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか、監査委員の意見書等を参考に審査を行いました。

当局からの内容説明に対し、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【23番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。9番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○9番（佐藤文子） 私は、議案第101号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）に反対討論を行います。

反対の理由は、本予算案には消費税10%への増税を前提に実施しようとする年金生活者支援給付金の支給にかかわるシステム改修のための国民年金費事務費259万2千円が計上されているからであります。

年金生活者支援給付金は、低所得者の年金受給者に月額5千円の給付金を支給しようとするものでありますが、消費税10%への増税を実施した場合に実施しようとするものであります。

消費税増税については、安倍首相は7月から9月の経済指標などを踏まえて、12月にその是非を最終判断するとしております。経済指標については、9月8日、内閣府が発表した4月から6月期の国内総生産GDP改定値は、8月発表の速報値を下方修正いたしました。GDPは年率換算で7.1%減り、リーマンショック以来の落ち込みとなっております。中でもGDPの約6割を占める個人消費は、年率換算で19%減と、1997年の消費税5%への増税時を超え、過去20年間で最大の落ち込みとなっております。

また、9月時事通信世論調査においては、10%への増税に対し、反対、あるいは見送りとしたものが約8割を占めているのであります。

政府は、景気は緩やかな回復基調が続いているとし、消費税増税を推進しようとしておりますが、実際は消費が大きく落ち込み、GDPが落ち込むという悪循環に陥っており、再増税に対して国民からの批判が一層強まっているのであります。この上の消費税10%への増税は、道理がないと考えるものであります。

平成26年度一般会計補正予算は、除雪対策費など必要不可欠な事業を主なものとしておりますが、これまで述べてきたように、消費税再増税を前提とした事業予算を盛り込んでいることから、賛成致しかねるものであります。

以上で終わります。

**【 9 番 佐藤文子議員 降壇】**

○議長（橋村 誠） 次に、2番秩父博樹君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、2番。

**【 2 番 秩父博樹議員 登壇】**

○2番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。

私は、議案第101号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

今、国政は安定しております。第2次安倍内閣は、発足以来、一人の閣僚の交代もなく今般の内閣改造を迎え、617日間という戦後最長の記録となりました。

安定から見出されるのは希望です。国の一連の経済財政政策も、堅実な前進が伺え、景気は回復傾向に向かって動き出しており、所得環境の改善の動きも見られます。

国内経済が改善の動きを示している中、大仙市においては、その波及効果を今後もっと期待したいところであります。

本市における今般の一般会計補正予算は、13億408万1千円の追加で、予算総額489億166万8千円となっており、一般会計予算を編成した当初からの重要施策である子育て支援、教育の推進、農業振興、防災対策などにかかわる事業を着実に推進するものであり、各種推進経費を各分野に盛り込んだ補正予算となっており、財政運営に努力されていることに敬意を表します。

明年に向け、さらに各分野における重要課題の解決に努力されるようご要望申し上げます。まして、賛成討論といたします。

**【 2 番 秩父博樹議員 降壇】**

○議長（橋村 誠） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第101号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者25人 起立）

○議長（橋村 誠） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第102号及び議案第103号の2件を一括して採決をいたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号及び議案第124号の2件を一括して採決をいたします。本2件に対する委員長報告は認定であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) ご異議なしと認めます。よって本2件は、認定することに決しました。

---

○議長(橋村 誠) 次に、日程第16、議案第104号から日程第34、議案第122号までの19件を一括して議題といたします。

本19件に関し、委員長の報告を求めます。決算特別委員長19番渡邊秀俊君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) はい、19番。

**【19番 渡邊秀俊議員 登壇】**

○決算特別委員長(渡邊秀俊) ご報告いたします。

平成26年第3回大仙市議会定例会第3日の本会議におきまして、当決算特別委員会に審査付託になりました議案第104号「平成25年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第122号「平成25年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの19件につきましては、9月9日本会議終了後に当決算特別委員会を開催し、分科会の設置とその委員の選任、さらに各分科会の正副会長の選任についてをお諮りし、出席委員の一致をもって了承されました。

続いて、付託されました議案の継続審査についてをお諮りした結果、出席委員の一致をもって、閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋村 誠) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) 質疑なしと認めます。

【19番 渡邊秀俊議員 降壇】

○議長(橋村 誠) 以上で、決算特別委員会の中間報告を終了いたします。

---

○議長(橋村 誠) 次に、日程第35、陳情第13号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長15番金谷道男君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) はい、15番。

【15番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長(金谷道男) ご報告いたします。

陳情第13号「消費税の増税に関する意見書の提出を求める陳情」につきましては、委員から「経済が疲弊している現段階で消費税を10%にするには時期尚早と思われる。」、「国内総生産やGDPの個人消費の減少、さらには社会保障などの年金保険料や介護保険料の引き上げ等で個人消費は冷え込んでいる。消費経済循環は悪化の一途をたどっている。」などにより、陳情の願意を妥当として採択する意見と、「アベノミクスの第三の矢、成長戦略を考え、もう少し様子を見てから判断したい。」、「ものを買う場合は10%支出するけれども、売る場合も同様の還元があり、非常によいサイクルになる。」、「10%に上げるか上げないかは経済の動向を判断して検討することになっており、その時点での政府の判断を見極めたい。」などから、陳情は不採択とする意見が出されました。

採決に入り、採択と不採択同数になりましたが、委員会条例第16条の規定に基づき、不採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋村 誠) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) 質疑なしと認めます。

【15番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、千葉健君。

【23番 千葉健議員 登壇】

○23番（千葉 健） 本件の陳情に対して不採択とすることに賛成する立場から発言をいたしたいと思います。

今現在、社会的・経済的状况を考えますと、生産者米価が大幅に下落した時点で物事を考えるとき、明らかに来年10月に10%に移行していくのは困難であるとの認識は皆さん一致するところであります。

しかし、我々のようにバッヂをつける人間が一般消費者と同等に物事を考え、そして行動してよいのかということでもあります。少なくとも一段、二段、あるいは数段上から考える必要があるのではないかと思います。

木を見て林を見ず、林を見て森を見ずの格言があります。このことから物事を考えたとき、今、日本の人口は約1億7,222万人、そして国と地方合わせて借金は1億1,420兆円でございます。国民1人当たりで換算しますと約900万円の借金でございます。4人家族がいると3,600万円の借金を頭に乘せて日々暮らしている勘定になります。この膨大な借金は、その時々政権が火中の栗を拾うことを先送りして、とにかく政権の安定を目指してきたからにはほかなりません。これを将来の子どもたちに、あるいは子々孫々に送っていくことは許されないという考えであります。そして、あの民主党政権でさえ自分たちで政権を取って、そして事業仕分けをして、そして財布の中身を見たときに、やはりこれは、このまま国の経済はもたない、そういうことの考えの中から2012年8月に与野党三党合意をして、この消費税に関しては5%から8%、そして10%にシフトしていかなければならない、そういう約束事の中で今現在安倍政権は、アベノミクスのマジックによって8%に値上げしたわけでございます。しかし、今さらに10%ということは非常に大変であるという認識は誰しも持つておるし、この結論については、まだまだ我々地方議会から今、軽々に、すぐにそれをやめるべきだという論には当たらない、そのように思います。もしかして、この総務民生委員会で採択されたことが本会議においてひっくり返るということは、あり得ないと思うんですけども、私はそういう危惧を感じながら、この討論に立ったわけでございます。どうか良識ある判断をお願いして討論を終わります。

【 2 3 番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） これにて討論を終結します。

これより陳情第 1 3 号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 4 人 起立）

○議長（橋村 誠） 起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

---

○議長（橋村 誠） 次に、日程第 3 6、請願第 3 号から日程第 3 8、陳情第 1 2 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長 1 6 番高橋幸晴君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、1 6 番。

【 1 6 番 高橋幸晴議員 登壇】

○企画産業常任委員長（高橋幸晴） ご報告をいたします。

請願第 3 号「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」につきましては、「今年から所得補償が半減されたことに加え、2 0 1 4 年産米の取引価格が既に下落している。今年は今現在のところ豊作と予想されており、米価の大暴落が懸念されていることから、米流通業者で取り扱っている売れ残り米や政府が保管している備蓄米の過剰米を処分し、主食米の需要調整をとることにより、価格の安定が図られることから、本請願には賛成である。」との意見がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第 4 号「農業委員会、企業の農地所有、農協改革などの「農業改革」に関する請願」につきましては、「今の現状を見れば、農協や農業委員会を頼りにしている農家が多い中で、この改革によって現場に大きな混乱が生じることが懸念されることから、願意は妥当と認められる。しかし、基幹産業が農業の本市にとって、現在の農協、あるいは農業委員会の改革、企業参入による農業改革の必要性も認められることから、今後の動向を注視し、意見書の提出は必要ないと考え、この度の本請願に対しては趣旨

採択が妥当である。」との意見がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第12号「軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」につきましては、「この問題については新聞報道でも取り上げられており、社会問題となってきていることから、本陳情の願意を妥当と認める。」との発言があり、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【16番 高橋幸晴議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより請願第3号及び陳情第12号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本2件は、採択することに決しました。

次に、請願第4号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択することに決しました。

---

○議長（橋村 誠） 次に、日程第39、請願第2号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長 23 番千葉健君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) はい、23 番。

【23 番 千葉健議員 登壇】

○建設水道常任委員長(千葉 健) ご報告いたします。

請願第 2 号「協和地域の国道 13 号の早期 4 車線化に関する請願書」につきましては、願意妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋村 誠) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) 質疑なしと認めます。

【23 番 千葉健議員 降壇】

○議長(橋村 誠) これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) 討論なしと認めます。

これより請願第 2 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

---

○議長(橋村 誠) 次に、日程第 40、意見書案第 7 号を議題といたします。

本件は、8 番藤田和久議員から提出されております。

提案理由の説明を求めます。8 番藤田和久君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) はい、藤田和久君。

【8 番 藤田和久議員 登壇】

○8 番(藤田和久) 日本共産党の藤田和久です。

私は、意見書第 7 号、集団的自衛権行使容認などの解釈改憲の閣議決定強行に抗議し、

その撤回を求める意見書の提出理由について発言させていただきます。

安倍内閣は、国民多数の声を押し切って集団的自衛権行使容認などの閣議決定を強行しました。

しかし、これまでの歴代政府の憲法解釈、集団的自衛権は憲法で認められない、海外で武力行使はできない、この2つを大きく変え、海外で戦争のできる国づくりを進めるとしたものです。

実質明文改憲に等しく、憲法9条を形骸化するものであります。

集団的自衛権というのは、一般的に日本の国が直接攻撃されなくとも、アメリカなどの同盟国の支援という形で海外に自衛隊を派兵し、武力攻撃を加えるということであり、ます。ですから、今日の日本は、戦争か平和かの岐路に立っているものと思われま

この閣議決定に対して、日本国内の9条の会をはじめ、全ての弁護士会、宗教団体、憲法学者などが閣議決定強行への抗議と撤回を求めています。

また、憲法改正派の憲法学者や元首相、元閣僚経験者などの自民党OBからも「閣議決定の範囲を超えている」、「撤回すべきだ」との声が上がっております。

各種世論調査においても「撤回すべき」が全ての世論調査で過半数を超えております。また、来年の国会で具体的に関係する法律が作られる予定ですが、憲法違反の法律は作ることができません。むしろ作るべきではありません。国会での混乱が予想される原因であります。

日本が戦後69年、一貫して戦争にかかわらず、一人の外国人も殺さず、一人の日本人、自衛隊員の犠牲も出なかったのは、憲法9条があったからであります。世界に誇る日本の平和憲法を勝手に変質させることは許されません。

その理由として、一つ、国民の意見を無視している、これまでの国の方針を一方的に変えたこと、戦争推進の方向に決めたことでもあります。

また、今回の閣議決定そのものは、憲法違反であると言われております。この戦争放棄、軍備不保持、専守防衛という憲法9条を変えるのであれば、憲法改正の手続を国会でとり、国民投票を実施すべきと考えるものです。

私は、これら4点を理由に、閣議決定には反対であります。

世界に誇る日本の平和憲法を大事にし、政治や暮らしに憲法を具体的に活かすことで、平和で安心して暮らすことができる社会を創ることができると思います。それが多くの大仙市民の願いでもあると思います。戦争のない平和な社会を願う立場から、集団的自

衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定強行に抗議し、その撤回を求める意見書を提出するものであります。

大仙市議会の良心と社会正義の立場に立ち、市民の要望に応えるために、皆さんのご承認を心からお願いをして、発言を終わりたいと思います。

○議長（橋村 誠） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 8 番 藤田和久議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 本件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、2 番秩父博樹君。

【 2 番 秩父博樹議員 登壇】

○2 番（秩父博樹） 意見書案第 7 号、集団的自衛権の行使容認など解釈改憲の閣議決定強行に抗議し、その撤回を求める意見書（案）の提出に、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、表題に「解釈改憲に抗議」とありますが、去る 7 月 15 日の参議院予算委員会で、法の番人と称される横畑内閣法制局長官は、「今般の閣議決定は自衛権に関する政府の憲法解釈の基礎となっている 1972 年の政府見解の基礎論理を維持しており、これまでの憲法第 9 条をめぐる議論と整合する合理的解釈の範囲内のものであると考える。すなわち、今般の閣議決定は、憲法改正によらなければできないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲には当たらない。」と明言されております。よって、表題にある「解釈改憲」は、そもそも存在しません。

一方で、憲法の解釈は、戦後一貫していたわけではありません。1946 年には、吉田総理が自衛権の発動としての戦争も、また、交戦も放棄したと個別的自衛権も放棄していましたが、1950 年には自国のための抗争は放棄していないと解釈を変更してお

ります。さらに1970年代には、自衛権は必要最小限の範囲でとどまるべきであり、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとし、これまでも憲法を改正せず、憲法の解釈は変更されてきました。このことは憲法の解釈には、ある程度の幅があるということです。

日本国憲法が施行されてから67年になりますが、この間、我が国を取り巻く安全保障環境は、大きく変わってきました。東西冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、国際テロ組織などの脅威により、アジア太平洋地域では、問題や緊張が生み出されており、また、その脅威が世界のどの地域で発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼす状況となっております。

そのような状況下で我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、どのような事態になっても国民の命と平和な暮らしを守る責任は、政府にあります。しかし、これらの安全保障の環境変化には、これまでの憲法解釈のままでは、必ずしも十分な対応ができない恐れがあります。

そこで今回、与党協議では、どのような憲法解釈が適切か検討されてきましたが、その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められ、従来の政府見解における憲法第9条の基本的な論理の枠内で、どう国民の命と平和な暮らしを守り抜くのが重点的に議論されました。

その結果、与党協議の合意のもと、閣議決定された安全保障整備に関する基本方針では、1972年の政府見解をもとに、まずは紛争が生じた場合には平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くす平和外交を最優先にしています。その上で、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた国内法令や憲法解釈の枠内で、可能な法整備などあらゆる必要な対応をとることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要があるとし、武力の行使が容認されるのは、1つ目として「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」、2つ目として「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために、ほかに適当な手段がない場合」、3つ目として「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」との新3要件のもとであり、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛の処置として、憲法上許されると結論

付けました。つまり、武力の行使の発動要件は、いわば自国防衛の処置であるということであり、そして、武力の行使について、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要があるとし、憲法上許容される今回の武力の行使の発動要件は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまで我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するための自衛の処置として初めて許容されたとあり、極めて個別的自衛権の発動要件に近く、もっぱら他国を防衛するいわゆる集団的自衛権とは明らかに違います。

このように閣議決定の内容は、憲法第9条の規範性を維持したものであり、立憲主義を否定するものではありません。また、閣議決定は、政府の基本方針を示したものに過ぎず、このままでは自衛権の発動はできません。国会の審議を通して、与野党の議論のみならず国民的な議論がなされるものと考えます。よって、閣議決定の撤回などを求める当意見書案には賛成できず、反対を表明します。

以上です。

**【2番 秩父博樹議員 降壇】**

○議長（橋村 誠） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、3番細谷議員。

**【3番 細谷洋造議員 登壇】**

○3番（細谷洋造） 市民クラブの細谷洋造でございます。

ただいま秩父議員から区別された国際法上の部分と、それから、今、憲法におかれておる状況との区別という形でお話されましたけれども、戦争においては、相手国になりますと区別ということはないのでありまして、こういった部分、それから、集団的自衛権についても、役人の苦しい答弁の中での出てきたものを表明するという形では、やはり弱いのではないかと、このように考えます。

私ども市民クラブとしては、この集団的自衛権行使容認などの憲法解釈の変更など行わないように求める態度を、市民の思いとして議会に届けるという趣旨に基づいて、意見書案に賛成の立場から討論に参加したいというふうに思います。

今、私のところには、民主団体、平和を求める各団体から、この意見書や同趣旨の陳情書を出して欲しいとの要望が来ております。

また、大仙市民の方々からも、今の内閣の好戦的な発言がある度に、不安の声や懸念

の声が寄せられています。特に高齢者の皆様からは「戦争だけは駄目だ。」、「巻き込まれないで欲しい。」、戦争だけは駄目だという声を玄関先で聞くことになるわけであります。

こうした声に大仙市議会として声を上げないということは、たとえこれ、国の大きな判断だとしても、憲法と地方自治法に基づき、住民の安全を守る立場にある自治体として考えなければならないものではないかと思えます。

既に政府は、6月3日、自衛隊を戦闘地域に派遣できるとする提案を政府与党協議会で行っています。また、武力行使を目的にした戦争に参加しないと国会で明言しているものの、武力を行使しないとは言明していないことも憲法の枠をはみ出しています。

そもそも一内閣の考えで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であるということを指摘しておかねばなりません。ひとたび戦闘地域に派遣すれば、外国から攻撃対象になり、多数の戦争犠牲者が出ることは、過去のイラク戦争やアフガン戦争で集団的自衛権を行使して参戦したヨーロッパ各国を見ても明らかであります。

これ以上多くを語る必要はないと思えます。本会議が市民の皆様の疑問や不安の声を政府に届け、撤回を求める意見書に賛同していただくことを訴えるものです。今もし中曽根内閣当時の官房長官後藤田正晴氏が生きておられたら、どのようにおっしゃったでしょうか。ばかなことはおやめなさいと一喝したように思われてなりません。大仙市の良心が集まっているようなこの集団の大仙市議会が、市民のこの件に関しての不安や懸念に対して、少なくとも慎重であるべきということを伝える役割は持っているのではないでしょうか。今後もことある事に出てくる大きな問いに、市民のフラストレーション解消のためのご努力を各議員にお願いをしながら賛成討論といたします。

ありがとうございました。

**【3番 細谷洋造議員 降壇】**

○議長（橋村 誠） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、23番千葉議員。

**【23番 千葉健議員 登壇】**

○23番（千葉 健） 意見書案第7号の提出に反対の立場から意見を申し上げます。

我が国の戦後約70年の歴史を顧みますと、マッカーサーGHQの統治下で日本国憲

法が制定され、第9条の中で我が国は戦争を放棄しております。その間、周辺事態の変化に応じて憲法の枠内の中で適正に法解釈の整備を行ってきた経緯があります。

当初は昭和29年の朝鮮戦争勃発の時の自衛隊法であります。2回目は、昭和35年、ベトナム戦争勃発による自衛権の発動であります。3回目は、1972年の政府見解、そして4回目は自衛隊の国際貢献によるPKO協力法でございます。そして今回の閣議決定であります。

閣議決定とは、政府与党の基本的な方向性を決めたもので、これから与野党間で本格的に議論することになり、国民的な関心事になっていくものと思われまます。

近年、対中国、対北朝鮮、対ソビエト外交を踏まえたアジア太平洋政策を広く考えるとき、日米安保条約の傘の中で非核三原則、専守防衛、軍事大国にはならずと明記している以上、戦争に向かって突き進む愚か者はどこにおるのでしょうか。我が同盟国であるアメリカが日本国のために汗を流し、血を流そうとしているときに、当事国の日本がこの3つの大儀に縛られ、一滴たりとも血を流すことはできませんという発言は、国際常識の中で認知されるものでしょうか。平和ぼけした日本国民の一部は、真剣に考えるべきではないでしょうか。

聖書、仏教の教典は、永遠不滅の教えであります。憲法までがそれと同等に考えるのは、いかがなものであるかと考える次第であります。つまり、よいことだけを切り取ったお口チョコレート、柔軟性に欠けた頭コンクリート、そして、自らの国の存亡はどうあるべきかを真剣に考えようとしなない心冷蔵庫の思いにほかなりません。

皆さん、アメリカ大統領の有名な就任演説をご存知でしょうか。「レディースアンドジェントルマン、国家が我々に何を成すべきかを問う前に、我々が国家に何を成すべきかを考えなければならない」、まさにこの演説であります。

人間誰しも権利や主義の主張は自由であります。しかし、それと同等に義務を負うのも社会の秩序を維持させる上で必要不可欠であります。国に対していろいろ権利・主義を主張するならば、国に対して負うべき義務は何であるのかを真剣に考えてくださいというのがケネディの演説であります。これをそのまま紛争のある地域、戦争のある地域、困っている地域にスライドさせるとき、日本の常識が世界の非常識と言われないために、まずは地方議会からまともな発信をしようではありませんか。よって、本意見書に反対することを強く希望します。

【23番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） これにて討論を終結します。

これより意見書案第7号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者4人 起立）

○議長（橋村 誠） 起立少数であります。よって本件は、否決されました。

---

○議長（橋村 誠） 次に、日程第41、意見書案第8号及び日程第42、意見書案第9号の2件を一括して議題といたします。

意見書案第8号及び意見書案第9号の2件は企画産業常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。意見書案第8号及び意見書案第9号までの2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本2件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより意見書案第8号及び意見書案第9号の2件を一括して採決をいたします。本2件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されま

した。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書案第8号及び意見書案第9号の2件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

○議長(橋村 誠) 次に、日程第43、各委員会から閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに110条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり決しました。

---

○議長(橋村 誠) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成26年第3回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さんでした。

午前11時27分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

